

☆学校施設開放 団体登録更新のご案内☆

1. 登録要件（以下の要件を全て満たす団体）

※登録要件は従前と変更ありません。

- (1) 主としてスポーツ、文化活動、地域活動等を目的とした団体であること。
- (2) 区内在住者・在勤者で構成された10名以上の団体であること。
※学校施設は、区内在住者・在勤者以外の使用はできません。
- (3) 代表者及び副代表者が20歳以上の区内在住者であること。
- (4) 営利を目的としない活動であること。
- (5) 高校生及び大学生のサークル活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 反社会的勢力の団体でないこと。
- (7) 公序良俗に反する活動を目的とした団体でないこと。
- (8) 宗教上の組織又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

2. 申請方法

原則、郵送で受け付けますのでご協力お願いします

◆送付先：〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1
教育委員会事務局 地域教育力推進課 地域連携係
☎：3579-2619 FAX：3579-2635

◆受付日：2022年2月1日（火）から
PTA、高齢者、障がい者団体は 2022年7月8日（金）まで（必着）
少年・少女団体は 2022年10月7日（金）まで（必着）
一般団体は 2022年12月9日（金）まで（必着）

〈来庁の場合〉

◆受付場所：教育委員会事務局 地域教育力推進課（区役所北館6階⑩窓口）
☎：3579-2619 FAX：3579-2635

◆受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時

◆申請できる方：団体構成員の成人（代表者、副代表者の必要はありません）

◆受付日：2022年2月1日（火）から
PTA、高齢者、障がい者団体は 2022年7月8日（金）まで
少年・少女団体は 2022年10月7日（金）まで
一般団体は 2022年12月9日（金）まで

（裏面もご覧ください）

3. 申請に必要な提出書類

① 「板橋区立学校施設使用団体登録申請書」

② 「団体構成員名簿」(全員分)

i 構成員名簿に全員分をご記載ください。区内在勤の方は、在勤証明付き名簿をご用意ください。

ii 区立小中学生は、構成員名簿の住所欄に学校名、年齢欄に学年を記入してください。
電話番号欄の記載は省略することができます。

※PTA団体は、氏名欄に子どもの名前・年齢欄に学年(複数人、在学している場合は一番上の学年のお子さん)を追記してください。

※障害者手帳をお持ちの方はコピーを提出してください。

③ 「代表・副代表者の住所・氏名・年齢が確認できる本人確認書類」

i 申請の時点で有効な運転免許証・健康保険証等、官公署発行のもの(コピー可)。

ii 健康保険証は、住所が記載されている面もコピーしてください。

iii 本人確認書類は、手続き終了後、破棄します。

④ 「会則」(コピー可)

※今回より費用を徴収していない団体にも運営方法等を確認するため必要になります。

⑤ 「学校施設使用にかかる誓約書」【1部】

※署名欄は必ず団体の代表者の方が自署してください。

※誓約書内容を確認していただき、団体の構成員全員に周知徹底させてください。

団体内で費用を徴収しているのであれば、上記に追加して、以下が必要です。

⑥ 前年度の会計報告書(コピー可)

4. その他

◆登録申請後(不備等がない場合)、団体に「学校施設使用団体登録証」を後日送付します。この登録証は学校施設の使用申請、鍵等の借用時、使用日当日及び登録内容の変更手続きの際に必ずご持参ください。

◆更新手続き後、代表者・副代表者又は団体構成員の変更があった場合は、必ず教育委員会に届出をしてください。届出の際は、成人の構成員が登録証をお持ちの上、手続きしてください。

※中学生以下が所属する団体・PTA 団体につきましては、毎年、子どもの学年や構成員が変わるため年度毎に、団体構成員名簿を提出してください。

◆登録の有効期間は、登録日から3年間です。次回更新手続きは、有効期間の2か月前から受付します。